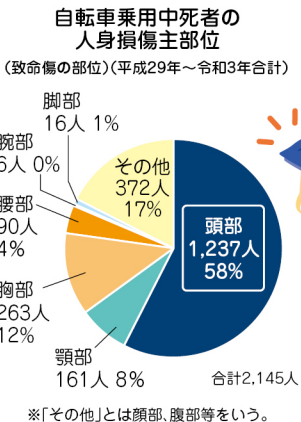
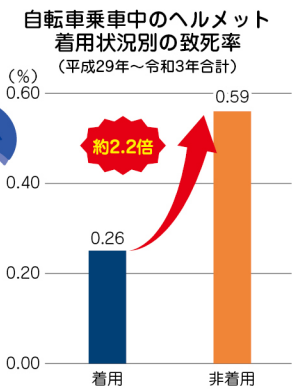


データで見る自転車事故

致命傷となった部位の
約60%が頭部！



ヘルメット非着用時の
致死率は着用時と比べて
約2.2倍！



警視庁HPより



事故の当事者は
中・高校生などの
若者が多い！



高齢者が死者数に
占める割合は
約73%

年齢層	件数(件)	死者(人)	傷者(人)
16歳未満	425	1	419
16～24歳	659	1	645
25～29歳	90	0	89
30～39歳	168	1	164
40～49歳	167	1	165
50～59歳	155	2	150
60～64歳	84	0	83
65歳以上	533	16	512
合計	2281	22	2227

年齢層別発生件数と死者・傷者数(H29～R3)

ヘルメットなどに関する 法律が変わりました！

(改正道路交通法 令和5年4月1日施行)

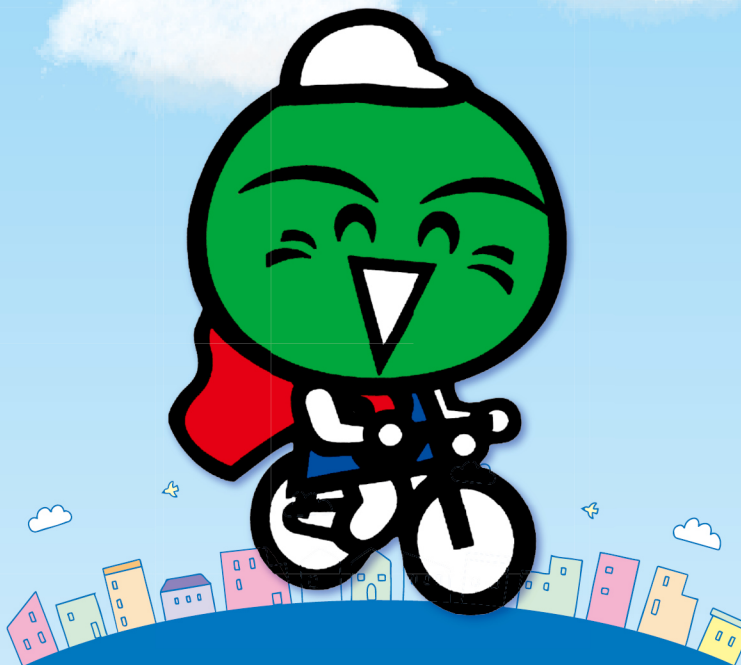
- ①自転車の運転手は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- ②自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ③児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

◎大切な命を守るため、自転車を利用する際は必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう！

自転車安全利用五則を 守りましょう！

(令和4年11月1日改定)

- (1)車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- (2)交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- (3)夜間はライトを点灯
- (4)飲酒運転は禁止
- (5)ヘルメットを着用



自転車を 安全で適正に 利用する ために

徳島県
消費者政策課

気をつけよう、 自転車は「くるま」です。

交通ルールを守って、
安全運転を心がけましょう。



危険な運転は
あかんじょ。

次のような危険な運転は
交通違反であり、罰則があります



あおり運転

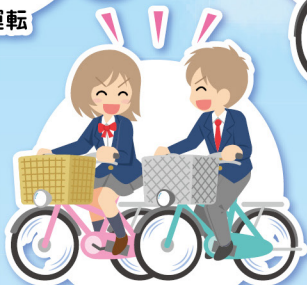
スマートフォン・携帯電話を
使いながらの運転



夜間の無灯運転



並進での走行



傘さし運転



条例から見る自転車乗車時のポイント

ポイント
1

ヘルメットを 着用しましょう

ヘルメットをかぶっていれば、頭へのダメージを大きく減らすことができます。



子供も大人も高齢者も、みんなでヘルメットをかぶりましょう。

ポイント
2

自転車の保険に 加入しましょう

自転車事故により、他人に与えた損害を賠償できるように保険に加入しましょう。



自転車が加害者となる事故で、高額賠償が請求される例が起きています。

※自転車事故については、自動車保険などの特約で補償される可能性があります。御加入の損保会社等に御相談ください。

ポイント
3

自転車は点検 整備をしましょう

普段から簡単な点検や年に1回の定期的な点検整備を心がけましょう。



大切な自転車を
いつも安全に
利用しましょう。

■ TSマークを知っていますか？

自転車を安全に利用してもらうため、自転車販売店など整備士が自転車を点検整備して安全を確認したときに貼られるマークです。このマークが貼られている自転車には、傷害保険と賠償責任保険が付加されています。有効期間は点検の日から1年間です。

